

国保へ加入される皆さまが安心して保険給付を受けることができるよう、適正受診へご協力をお願いいたします！！

柔道整復師・施術所（整骨院・接骨院）をご利用

される国保加入の皆さまへの大切なお知らせ



平素より、国民健康保険の事業運営にご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

名護市では、国民健康保険法ならびに各国民健康保険にかかる国・県からの通知に従い、保険給付の適正化を図るとともに被保険者の皆さまからの国保税が適切に使用されるために皆さまが柔道整復師による施術を受けた場合には国保連合会へ委託し審査を行っています。また名護市においても資格確認や施術内容、負傷原因についての点検を行っております。

柔道整復師の施術を受ける場合には、国民健康保険が適用される場合とそうでない場合があります。

つきましては、国民健康保険が適用される傷病について一度ご確認のうえ、ご自身が施術を受ける際には負傷原因や症状について十分に伝えて保険適用が可能かどうかご確認いただきますようお願い申し上げます。

【国民健康保険が適用される場合】

- ①外傷性の捻挫、打撲、挫傷（肉離れを含む）
- ②骨折、不全骨折、脱臼（医師の同意のあるものや緊急・応急手当の場合）

【国民健康保険が適用されない場合】

- ①日常生活からくる疲れ（筋肉疲労）、加齢による痛み、原因不明の負傷、肩こり、腰痛
- ②マッサージ代わりの施術
- ③内科的要因（慢性病のリハビリやリウマチ・関節炎等の神経性疼痛）

※ 施術内容について疑義がある場合には、施術所並びに被保険者様へ直接聞き取りやアンケートを実施させていただく場合があります。

内容によっては申請書の返戻・施術所への返還請求・被保険者への返還請求が発生する場合がありますのでご注意ください。

柔道整復については、患者様が自己負担分を柔道整復師に支払い、柔道整復師が患者様に代わって残りの費用を保険者に請求する「受領委任」という方法が認められています。このため、多くの整骨院・接骨院等の窓口では、医療機関（病院・診療所）にかかったときと同じように自己負担分のみを支払うことにより、施術を受けることができます。

施術を受ける際には下記の事項にご注意ください。

【柔道整復師（接骨院・整骨院）にかかるときの注意事項】

- ◆ 前述した、保険適用ができる・できない診断についてきちんとご確認ください。
- ◆ 療養費支給申請書に署名をする際には、負傷原因や負傷名、施術日数、金額等をよく確認して、必ずご自身で署名・捺印をされてください。
- ◆ 保険医療機関（病院・医院等）での治療との重複受診はできません。
同じ負傷について、同時期に医療機関と柔道整復師にかかった場合は原則、柔道整復師の施術料は全額自己負担となります。
- ◆ 負傷原因や症状についてきちんと伝えたくて施術を受けてください。
外傷性の負傷以外は国民健康保険がつかえません。
また、負傷原因が労働災害や第三者行為（交通事故等）に該当する場合も同様に、国民健康保険は適用されません。

※ 上記の内容に沿わない施術を受けた場合には、一旦国保証を提示のうえ施術所の窓口で自己負担分のみを負担して施術を受けたとしても、あとから返還請求が発生する場合がありますのでご注意ください。

国民健康保険は、病気やけがのときにみなさまが安心して医療機関へかかるための助け合いの制度です。

年々増えている医療費はみなさまの国保税や自己負担でまかなわれています。

みなさまひとりひとりのご理解とご協力が医療費の適正化・安定した国民健康保険事業の運営へとつながりますので適正受診へ努めましょう。